

ちちぶ医療協議会フェイスブック運用規程

令和2年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、ちちぶ医療協議会（以下「医療協議会」という。）が開設するフェイスブックの公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）で、医療協議会や秩父地域の各医療機関・医療に係る情報、医療従事者が秩父地域の医療機関で働くために役立つ情報等を、多くの方に速やかに発信することの運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック フェイスブック社が提供するソーシャルメディアサービスをいう。
- (2) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用した情報発信・相互間の情報伝達方法をいう。
- (3) アカウント インターネット上のサービスを利用するための利用者登録をいう。
- (4) 運用管理者 医療協議会公式ページの運用管理者をいう。
- (5) 担当者 医療協議会公式ページの情報発信等の業務を行う者をいう。

(運用体制)

第3条 フェイスブックの管理・運用については、次の体制により行うものとする。

- (1) 運用管理者は、秩父市地域医療対策課長とする。
- (2) 担当者は、秩父市地域医療対策課の職員、秩父市立病院の臨床研修管理室の室長及び職員とする。
その他の秩父市職員については、運用管理者と該当職員の所属長が協議の上で担当者に登録する。
- (3) 医療協議会の総合診療専門医養成プログラムの連携医療機関（秩父病院、皆野病院、秩父生協病院、小鹿野中央病院、南須原医院、眼科並木医院、井上皮膚科医院、酒井耳鼻咽喉科医院、岩田産婦人科、自治医科大学附属さいたま医療センター）については、状況により運用管理者と各医療機関が協議の上で、医師や事務職員を担当者に登録する。
- (4) その他、運用管理者が特に必要と認める者は担当者として登録する。
- (5) 秩父市職員以外の者が担当者の登録を希望するときは、登録を希望する日の2日前（土日祝日を除いた2日前）までに、担当者登録申請書（様式第1号）を運用管理者に提出すること。
- (6) 運用管理者は、前号の申請書を受理したときは、速やかに担当者登録の適否を決定し、担当者登録決定通知書（様式第2号）又は担当者登録不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
- (7) アカウント作成時に登録をするメールアドレスは、秩父市地域医療対策課のメールアドレスとし、登録にあたり使用するパスワードは運用管理者が秩父市情報セキュリティポリシーに基づき定める。

(情報発信の手続き)

第4条 公式ページで情報を発信するときは、次の手続きにより行うものとする。

- (1) 秩父市職員の担当者が情報発信を希望する時は、事前に運用管理者に発信する内容を伝えて承諾を

得た後に掲載すること。ただし、秩父市立病院の臨床研修管理室の室長については、状況に応じて、運用管理者の承諾を得ずに自身の責任において随時情報を掲載できるものとする。

- (2) 秩父市職員以外の担当者が情報発信を希望する時は、フェイスブックページ掲載申請書（様式第4号）（以下「掲載申請書」という。）に記入の上、発信する情報に係る電子データや画像等を添付し、情報発信を希望する日の2日前（土日祝日を除いた2日前）までに運用管理者へ提出すること。
- (3) 担当者を登録していない医療機関や担当者以外の者が、情報発信を希望するときは、前号と同様の手続きとする。
- (4) 第2号及び第3号の規定にかかわらず、運用管理者が特に緊急性があると認めるときは、掲載申請書の提出を省略し電話等で運用管理者の承諾を得れば掲載することができるものとする。
- (5) 掲載申請書は、申請者が勤務している職場の責任者に承諾を得た上で、運用管理者に提出すること。また、その責任者が、掲載する内容について責任を負うこと。
- (6) 運用管理者は、発信する情報としてふさわしくないと認めた場合は、掲載申請された内容の修正や掲載申請の棄却等を行うことができる。

（掲載できる情報）

第5条 公式ページに掲載できる情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療協議会、秩父地域の各医療機関、秩父地域の医療に係る情報。
- (2) 医師の研修、研修医の研修プログラム、医療従事者の研修や講習に係る情報。
- (3) 医師等の医療従事者が秩父地域の医療機関で働くために役立つ情報。
- (4) 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町のホームページ・広報誌に掲載した医療の情報。
- (5) 上記の各号に掲げるもののほか、公式ページに掲載する情報として有益であると運用管理者が認めるもの。

（情報発信の留意点）

第6条 運用管理者及び担当者は、公式ページで情報発信する際に、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 違法行為又は違法行為を煽る情報を発信しないこと。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等について十分留意すること。
- (3) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容が意図せずして他者を傷つけたり、誤解を招くことがないように十分留意すること。
- (4) その他、公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報を発信しないこと。

（医療協議会以外のフェイスブックページ又は個人ページへのコメント及び返信コメントの禁止）

第7条 医療協議会以外のフェイスブックページ又は個人ページに対してコメントは行わない。また、公式ページに対するコメント（意見や反応等）について、返信コメントは行わない。ただし、運用管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（医療協議会以外のフェイスブックページ又は個人ページのシェア及び「いいね」機能使用の禁止）

第8条 医療協議会以外のフェイスブックページ又は個人ページに対してシェア及び「いいね」機能は使

用しない。ただし、運用管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(医療協議会ホームページへの掲載)

第9条 運用管理者は、公式ページへのリンクを医療協議会ホームページ上に掲載し情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。また、この運用規程を医療協議会ホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

第10条 運用管理者は、公式ページになりすましたフェイスブックページ及び公式なものと誤解を招くフェイスブックページを発見した場合は、医療協議会ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

第11条 運用管理者は、公式ページに対するユーザーからの投稿やコメントのうち、次の各号に該当する内容を禁止し、その投稿やコメントを予告なく削除することができる。また、運用管理者が必要と判断した場合は、そのユーザーが公式ページにアクセスすることを停止することができる。

- (1) 法令及び公の秩序又は善良の風俗に反すると思われる内容。
- (2) 特定の個人や団体等を誹謗中傷する内容、個人情報の特等プライバシーを侵害する内容。
- (3) 著作権、商標権、肖像権など、医療協議会または第三者の知的所有権を侵害する内容。
- (4) 政治活動、宗教活動、広告・営業・その他営利活動を目的とする内容。
- (5) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容。
- (6) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる内容。
- (7) わいせつな表現などを含む不適切な情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク。
- (8) その他、運用管理者及び担当者が不適切と判断した内容。

(発信した情報等の削除)

第12条 運用管理者は、この運用規程に照らし、重大な利用違反及び不正利用が判明した場合は、該当する情報を発信した医療機関等の掲載をやめさせることができる。また、情報を発信した医療機関等が別にページを作成している場合は、そのページを削除させることができる。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、医療協議会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

担当者登録申請書

運用管理者（秩父市地域医療対策課長）様

医療機関名・団体名等	
責任者の所属・氏名	
申請者の所属・氏名	
申請者の連絡先 電話番号・メールアドレス ・フェイスブックのアカウント名	電話番号： メールアドレス： フェイスブックのアカウント名：
登録希望日	年 月 日
担当者登録を希望する理由（簡潔に記載）	
備考（特記事項など）	

※各項目の枠は必要に応じて大きさを変えて使用してください。

受付番号	
処理年月日	年 月 日
メモ欄	

※太線で囲った部分は、秩父市地域医療対策課の職員が記入。

様式第2号(第3条関係)

担当者登録決定通知書

年 月 日

様

運用管理者（秩父市地域医療対策課長）

年 月 日付けで申請のありました担当者登録につきましては、下記のとおり、担当者として登録することに決定しましたので、ちちぶ医療協議会フェイスブック運用規程第3条第6号の規定により通知いたします。

記

- 1 担当者番号 第 号
- 2 医療機関等の名称
- 3 担当者氏名
- 4 登録日 年 月 日

様式第3号(第3条関係)

担当者登録不承認決定通知書

年 月 日

様

運用管理者（秩父市地域医療対策課長）

年 月 日付けで申請のありました担当者登録につきましては、次の理由により、担当者として登録することを不承認と決定しましたので、ちちぶ医療協議会フェイスブック運用規程第3条第6号の規定により通知いたします。

不承認の理由

フェイスブックページ掲載申請書

運用管理者（秩父市地域医療対策課長）様

医療機関名・団体名等	
責任者の所属・氏名	
申請者の所属・氏名	
申請者の連絡先 電話番号・メールアドレス ・フェイスブックのアカウント名	電話番号： メールアドレス： フェイスブックのアカウント名：
掲載希望日	年 月 日（～ 年 月 日）
題名・見出し	
本文・掲載内容 (別紙での提出も可)	(別紙に記載している場合は別紙のデータも提出すること)
画像・添付ファイル等	(画像等の有無やその内容を記載) (画像等も掲載する場合は画像等のデータも提出すること)
備考(特記事項など)	

※各項目の枠は必要に応じて大きさを変えて使用してください。

受付番号	
処理年月日	年 月 日
メモ欄	

※太線で囲った部分は、秩父市地域医療対策課の職員が記入。